

議案第 19 号

区域外の公の施設の利用に関する協議について

大樹町の公の施設である南十勝こども発達支援センターの中札内村住民利用について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 3 第 2 項の規定により、大樹町と協議するため、同条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称
南十勝こども発達支援センター
- 2 施設の場所
広尾郡大樹町栄通 5 6 番地
- 3 理由
幕別町が令和 5 年度末をもって施設の共同利用を終了することに伴う変更